

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成19年2月8日(2007.2.8)

【公表番号】特表2002-531475(P2002-531475A)

【公表日】平成14年9月24日(2002.9.24)

【出願番号】特願2000-586287(P2000-586287)

【国際特許分類】

A 6 1 K	6/00	(2006.01)
C 0 9 J	129/10	(2006.01)
C 0 9 J	135/00	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	6/00	A
C 0 9 J	129/10	
C 0 9 J	135/00	

【手続補正書】

【提出日】平成18年12月8日(2006.12.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】 安全量および有効量の架橋した共重合体の部分塩を含有する義歯用接着剤であって、前記架橋した共重合体の部分塩が

(a) 酸無水物含有共重合体をリシン；ヒスチジン；アルギニン；リシン、ヒスチジンまたはアルギニンの無毒性誘導体または同族体；およびそれらの混合物と反応させることによって、酸無水物を含有する共重合体から部分的に架橋した共重合体を生成する工程、

(b) 前記部分的に架橋した共重合体中の残りの酸無水物基を加水分解してカルボン酸基を生成する工程、および

(c) 前記カルボン酸基を少なくとも部分的に中和して架橋した部分共重合体塩を生成する工程

により得られる義歯用接着剤。

【請求項2】 前記接着剤が、液体、粉体、クリーム、ペースト、ゲルまたはライナーとして配合される請求項1記載の義歯用接着剤。

【請求項3】 前記共重合体が、アルキルビニルエーテルおよび共重合性不飽和アルキル酸無水物を含む請求項1または2記載の義歯用接着剤。

【請求項4】 前記共重合体が、アルキルビニルエーテルおよびビニルエーテル共重合性カルボン酸無水物を含む共重合体である請求項1～3のいずれか1項記載の義歯用接着剤。

【請求項5】 前記酸無水物がマレイン酸無水物を含む請求項4記載の義歯用接着剤。

【請求項6】 前記アルキルビニルエーテルがメチルビニルエーテルである請求項4または5記載の義歯用接着剤。

【請求項7】 前記共重合体塩が、カルシウムカチオン、マグネシウムカチオン、ストロンチウムカチオン、ナトリウムカチオン、カリウムカチオン、ジルコニウムオキシカチオン、亜鉛、鉄、錫およびそれらの混合物のカチオンから成る群から選択されるカチオンを含む請求項1～6のいずれか1項記載の義歯用接着剤。

【請求項8】 前記リシンまたはその誘導体またはその同族体の前記ポリマー中のモ

ル%置換率が約0.005%を超える約5%未満である請求項1～7のいずれか1項記載の義歯用接着剤。

【請求項9】(a)前記酸無水物含有共重合体をリシン；ヒスチジン；アルギニン；リシン、ヒスチジンまたはアルギニンの無毒性誘導体または同族体；およびそれらの混合物と反応させることによって、酸無水物を含有する共重合体から部分的に架橋した共重合体を生成する工程、

(b)前記部分的に架橋した共重合体中の残りの酸無水物基を加水分解してカルボン酸基を生成する工程、および

(c)前記カルボン酸基を少なくとも部分的に中和して架橋した部分共重合体塩を生成する工程

を含む請求項1～8のいずれか1項記載の義歯用接着剤の製造方法。

【請求項10】リシン；ヒスチジン；アルギニン；リシン、ヒスチジンまたはアルギニンの無毒性誘導体または同族体；およびそれらの混合物から成る群から選択される架橋剤によるアミド結合によって少なくとも部分的に架橋されている共重合体塩であって、該共重合体が重合性エーテルおよび重合性酸または酸無水物の共重合体である共重合体塩。